5　手続等

⑴　担当部署

①　公募条件ほか②以外について

〒536―8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号※

独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部設計課　電話06―6969―9413※

②　一般競争参加資格について

〒536―8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号※

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部調達管理課　電話06―6969―9848※

※事務所移転により、令和５年５月８日（月）（予定）以降は、次の住所・電話番号となります。

〒530―0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号　大阪梅田ツインタワーズ・サウス21Ｆ・22Ｆ（受付　21Ｆ）

電話　上記①06―4799―1112

上記②06―4799―1035

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

令和５年４月20日（木）から令和５年７月11日（火）までに当機構ホームページからダウンロードすること。

ただし、以下の書類等については、手交等の方法により行う。

①　仕様書のうち特記仕様書については、下記のとおり手交する。

イ　期間　令和５年４月20日（木）から令和５年５月11日（木）までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から前掲する日を除く翌年１月３日まで）、その他特例法により規定される休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時の間は除く。）

ロ　場所　独立行政法人都市再生機構西日本支社　受付ロビー

ハ　方法　希望日時の１営業日前までに、あらかじめ5⑴①記載の連絡先に連絡のうえ、説明書別記様式14「重要な情報の保護に関する誓約書」と引換えに手交するので、指定された日時に持参すること。

なお、2⑴④の一般競争参加資格の認定を受けている者に限り、上記の連絡を行ったうえ、上記書類に担当者の名刺及び返信用レターパックを添えて、5⑴①記載の連絡先へ郵送（追跡可能な配送方法に限る。）することにより、交付を請求することができるものとするが、当該書類到着後の交付書類発送予定日がイの期間を超える可能性がある場合には、受け付けられない。

②　本件業務に関する積算基準について、下記のとおり閲覧する。

イ　期間　①イに同じ。

ロ　場所　①ロに同じ。

ハ　方法　希望日時の１営業日前までに、あらかじめ5⑴①記載の連絡先に連絡のうえ、指定された日時に来所すること。

⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法

①　提出期間　令和５年４月20日（木）から令和５年５月11日（木）までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から前掲する日を除く翌年１月３日まで）、その他特例法により規定される休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

②　提出場所　⑴①に同じ。

③　提出方法　一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着。表封筒に「『(業務名を表記)』に係る参加表明書在中」と朱書きすること。）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法

①　提出期間　令和５年６月２日（金）から令和５年７月12日（水）までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から前掲する日を除く翌年１月３日まで）、その他特例法により規定される休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

②　提出場所　⑴①に同じ。

③　提出方法　一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着。表封筒に「『(業務名を表記)』に係る参加表明書在中」と朱書きすること。）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　請負代金額の10分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。

⑸　一般競争参加資格の申請

2⑴④の認定を受けていない者も、次に従い参加表明書を提出することができる。この場合において、2⑴①から③まで及び⑤から⑧までに掲げる事項を満たしているときは、技術提案書の提出期限において2⑴④の認定を受けていることを条件として選定する。当該者が技術提案書の提出するためには、技術提案書の提出期限において2⑴④の認定を受けていなければならない。

ついては、上記の者は、説明書に従い、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）及び添付書類を提出して、測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→建設コンサルタント等の「随時受付」事項を参照）。

また、本件業務に係る設計共同体としての資格を得ようとする者についても同様に、(設計共同体としての)「競争参加者の資格に関する公示」(令和５年４月20日付け西日本支社長）に示すところに従い、事前に競争に参加する資格の審査を申請すること。

⑹　詳細は説明書による。

⑺　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承願います。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高